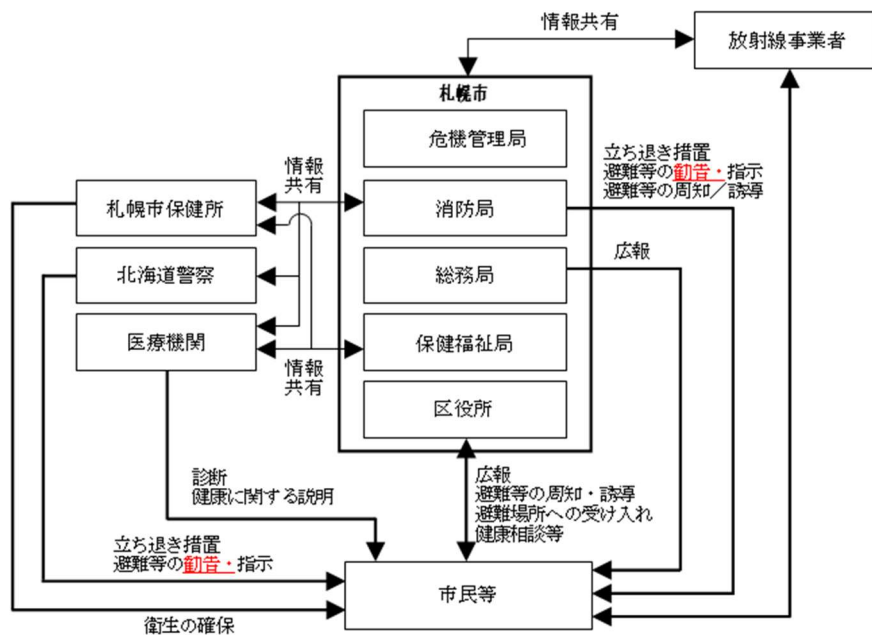


現 行	修正案	備考																								
第3章 2 施設火災時の応急対策 (6) 市民等の安全確保 ウ 市民等の屋内退避・避難 (ア) 札幌市は、付近の市民等の屋内退避又は避難の必要性 を、放射線測定結果及び事態進展予測に基づき、防災関係機関の助言等を参考にして判断し、屋内退避又は避難の<u>勧告・指示</u>を発令する。 (イ) 屋内退避又は避難の<u>勧告・指示</u>が発令された場合、札幌市・防災関係機関は、迅速かつ的確に付近の市民等に周知する。 (ウ) 避難の<u>勧告・指示</u>が発令された場合、札幌市は、避難所を開設するとともに職員を配置し避難者の受け入れを行う。 表 3-6 避難の<u>勧告・指示</u>等 <table><tr><th>実施責任者</th><th>内容</th><th>実施要件</th><th>根拠法令</th></tr><tr><td>市長</td><td><u>勧告・指示</u></td><td>災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護するため、避難のための立退きの<u>勧告又は指示</u>を行う。</td><td>災害対策基本法第 60 条</td></tr><tr><td>警察官</td><td>指示・命令</td><td>市長がその措置を行ういとまがないとき、あるいは市長から要請のあったとき（指示） 特に急を要するとき（命令）</td><td>災害対策基本法第 61 条警察官職務執行法第 4 条</td></tr></table>	実施責任者	内容	実施要件	根拠法令	市長	<u>勧告・指示</u>	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護するため、避難のための立退きの <u>勧告又は指示</u> を行う。	災害対策基本法第 60 条	警察官	指示・命令	市長がその措置を行ういとまがないとき、あるいは市長から要請のあったとき（指示） 特に急を要するとき（命令）	災害対策基本法第 61 条警察官職務執行法第 4 条	第3章 2 施設火災時の応急対策 (6) 市民等の安全確保 ウ 市民等の屋内退避・避難 (ア) 札幌市は、付近の市民等の屋内退避又は避難の必要性 を、放射線測定結果及び事態進展予測に基づき、防災関係機関の助言等を参考にして判断し、屋内退避又は避難指示を発令する。 (イ) 屋内退避又は避難の指示が発令された場合、札幌市・防災関係機関は、迅速かつ的確に付近の市民等に周知する。 (ウ) 避難の指示が発令された場合、札幌市は、避難所を開設するとともに職員を配置し避難者の受け入れを行う。 表 3-6 避難の指示等 <table><tr><th>実施責任者</th><th>内容</th><th>実施要件</th><th>根拠法令</th></tr><tr><td>市長</td><td>指示</td><td>災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護するため、避難のための立退きの指示を行う。</td><td>災害対策基本法第 60 条</td></tr><tr><td>警察官</td><td>指示・命令</td><td>市長がその措置を行ういとまがないとき、あるいは市長から要請のあったとき（指示） 特に急を要するとき（命令）</td><td>災害対策基本法第 61 条警察官職務執行法第 4 条</td></tr></table>	実施責任者	内容	実施要件	根拠法令	市長	指示	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護するため、避難のための立退きの指示を行う。	災害対策基本法第 60 条	警察官	指示・命令	市長がその措置を行ういとまがないとき、あるいは市長から要請のあったとき（指示） 特に急を要するとき（命令）	災害対策基本法第 61 条警察官職務執行法第 4 条	P37 字句修正
実施責任者	内容	実施要件	根拠法令																							
市長	<u>勧告・指示</u>	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護するため、避難のための立退きの <u>勧告又は指示</u> を行う。	災害対策基本法第 60 条																							
警察官	指示・命令	市長がその措置を行ういとまがないとき、あるいは市長から要請のあったとき（指示） 特に急を要するとき（命令）	災害対策基本法第 61 条警察官職務執行法第 4 条																							
実施責任者	内容	実施要件	根拠法令																							
市長	指示	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護するため、避難のための立退きの指示を行う。	災害対策基本法第 60 条																							
警察官	指示・命令	市長がその措置を行ういとまがないとき、あるいは市長から要請のあったとき（指示） 特に急を要するとき（命令）	災害対策基本法第 61 条警察官職務執行法第 4 条																							

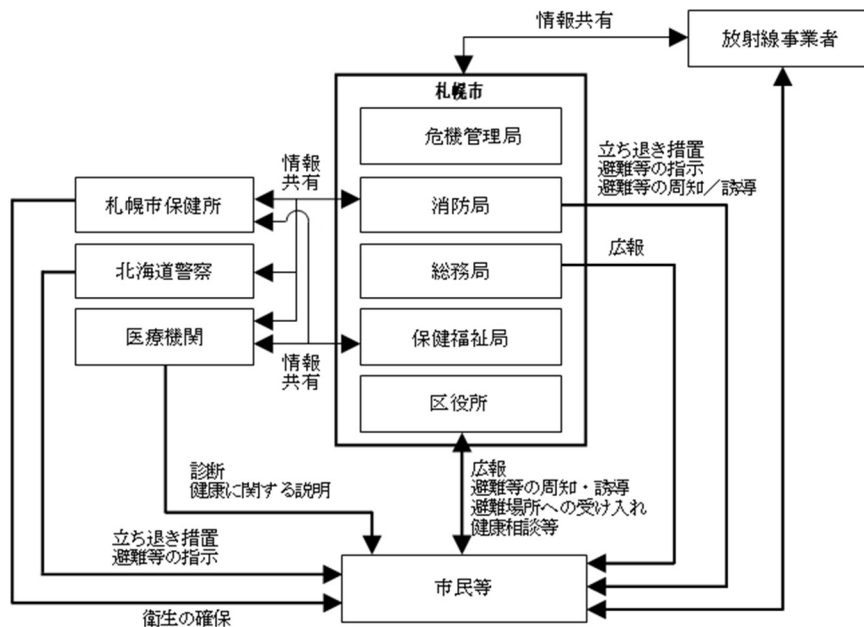
現 行

図 3-9 市民等に対する情報連絡の流れ（施設火災など）



修正案

図 3-9 市民等に対する情報連絡の流れ（施設火災など）



備考

P38
字句修正